

みどり認定制度の概要

令和7年3月

中国四国農政局生産部環境・技術課

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

MIDORI Strategy for Sustainable Food Systems

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメーキングへの参画

 「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

 「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

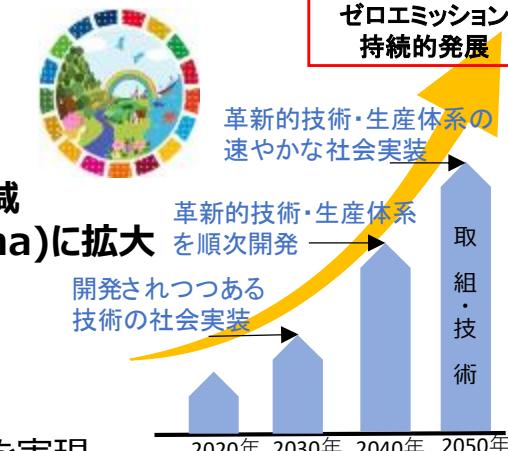
農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現



戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的な技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。

地産地消型エネルギー・システムの構築に向けて必要な規制を見直し。

期待される効果

社会

国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大



- 生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- 地域資源を活かした地域経済循環
- 多様な人々が共生する地域社会

環境

将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承



- 環境と調和した食料・農林水産業
- 化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- 化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメーキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- 地産地消型エネルギーシステムの構築
- 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

生産

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壤・生育データに基づく施肥管理
- 農林業機械・漁船の電化等、脱プラス生産資材の開発
- バイオ炭の農地投入技術
- エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

加工・流通

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携等
- 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
(令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行)

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- ・ 生産者、事業者、消費者等の連携
- ・ 技術の開発・活用
- ・ 円滑な食品流通の確保 等

関係者の役割の明確化

- ・ 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- ・ 生産者・事業者、消費者の努力

国が講すべき施策

- ・ 関係者の理解の増進
- ・ 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- ・ 技術開発・普及の促進
- ・ 環境負荷低減の取組の見える化 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画
(環境負荷低減事業活動実施計画等)

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

申請 ↑ ↓ 認定

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材
メーカー、支援サービス事業体、食品事業者等の取組に関する計画
(基盤確立事業実施計画)

【支援措置】

- ・ 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- ・ 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- ・ 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

- ・ みどりの食料システム法の計画認定を受けることで、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けられます。
- ・ 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等に対する投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置

【支援措置】

- ・ 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- ・ 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- ・ 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日）

施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成

令和5年度から都道府県による
環境負荷低減事業活動に取り組む
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート

○46道府県で計20,000以上の経営体を認定

○25道府県55区域で特定区域を設定 特定計画が2県3区域で認定

○有機農業を促進するための栽培管理協定が 茨城県常陸大宮市で締結 (令和7年1月末時点)

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等
を図る事業者の計画を認定



リモコン草刈機の普及

可変施肥田植機の普及

堆肥散布機の普及

○88の事業者を認定（令和7年1月末時点）

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

みどりの食料システム法に基づく生産者の認定

- 令和5年度から各都道府県による農林漁業者の計画認定（みどり認定）が本格的に開始され、令和6年中に全47都道府県において申請が可能となり、46道府県で20,000以上の経営体が認定（令和7年1月末時点）されている。
- 税制・融資の特例や補助事業の優先採択等を活用しながら、JAなどグループでの取組も広がっている。
- 引き続き、税制特例などのメリット措置の丁寧な周知や各地の認定事例などの積極的発信により、さらなる認定拡大を図っていく。

農事組合法人

あいはらとうげ

鮎原塔下集落営農組合（兵庫県）

たまねぎの栽培において、鶏ふん堆肥の散布や排水対策を徹底し、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。みどり戦略に共感し、認定を取得。

きのした りょういち

木下良一氏（岡山県）

スイートピーの施設栽培において、環境制御装置やヒートポンプを活用した温室効果ガスの排出削減に取り組む。消費者や地域の生産者へのPRのため認定を取得。

（有）大塚園（宮崎県）

茶の栽培において消費者のニーズに応えるため、有機肥料、少量散布防除機によるIPM技術の導入等により化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組み、現在95%のほうで有機JASを取得。

JA松任スマート農業研究会（石川県）

まつとう
13経営体（グループ認定）で、大麦の生産において有機質資材の活用、機械除草等による化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。グリーンな栽培体系への転換サポートのポイント加算を活用し自動操舵システム等を導入。



中嶋一貴氏（北海道）

なかじま かずき
乳用牛・肉用牛において、飼料作物（デントコーン）の栽培で肥料の局所施肥及び抵抗性品種の導入を行い、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。

角田市ふるさと安心米生産組合協議会（宮城県）

かくだし
324経営体（グループ認定）の部会全体で、化学肥料・化学農薬の5割低減のための栽培マニュアルを作成し環境負荷低減に取り組む。消費者へのPR効果を期待し、認定を取得。



（株）カントウ（群馬県）

65万羽規模の育雛養鶏場において、家畜のふん尿の強制発酵や、アミノ酸バランス飼料を活用し、温室効果ガスの排出削減に取り組む。



鷲野薰氏（三重県）

わしの かおる
水稻やほうれんそうの栽培において、発酵鶏ふんの基肥散布やマルチ栽培などにより、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。



マンゴーファーム宮古島（沖縄県）

マンゴーの栽培において、有機質資材、被覆資材、生物農薬を活用した化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。消費者への訴求に繋げるために認定を取得。



みどりの食料システム法に基づく生産者※の認定状況（全国及び都道府県別）（令和7年1月末）

○ 全国の認定状況

	都道府県数	認定者数（経営体数）
全国の認定者数	46	20,785

○ 都道府県別の認定状況

都道府県	認定者数（経営体数）	都道府県	認定者数（経営体数）
北海道	248	滋賀県	37
青森県	43	京都府	328
岩手県	54	大阪府	10
宮城県	340	兵庫県	78
秋田県	37	奈良県	46
山形県	89	和歌山県	651
福島県	172	鳥取県	64
茨城県	512	島根県	304
栃木県	681	岡山県	21
群馬県	301	広島県	14
埼玉県	51	山口県	190
千葉県	78	徳島県	231
東京都	0	香川県	37
神奈川県	129	愛媛県	1,100
山梨県	35	高知県	27
長野県	55	福岡県	8
静岡県	229	佐賀県	34
新潟県	155	長崎県	169
富山県	433	熊本県	1,069
石川県	759	大分県	47
福井県	11,075	宮崎県	58
岐阜県	43	鹿児島県	221
愛知県	199	沖縄県	299
三重県	24		

※みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者。

みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業の認定状況

- 令和7年1月末時点で、環境負荷低減に資する研究開発や機械・資材の販売等を行う**88の事業者**の取組を認定。化学肥料・化学農薬の低減に資する農業機械**82機種**がみどり税制の対象となっている。
- **全6類型で認定が行われ**、特に化学肥料・化学農薬の低減に役立つ機械・資材等の普及に向けた取組が拡大。

研究開発・実証（5件）	新品種の開発（1件）	資材・機械の生産・販売（74件）
<p>(株)TOWING(愛知)</p>  <p>農地への炭素固定と有機栽培に適した土づくりを両立する“高機能バイオ炭”を開発。 バイオ炭散布の様子</p> <p>EF Polymer(株)(沖縄)</p>  <p>農作物残渣を原料とし、土壤の保水力・保肥力を向上させる“超吸水性ポリマー”を開発。</p>	<p>(地独)北海道立総合研究機構(北海道)</p> <p>北海道で広く栽培されている稻、小麦、ばれいしょについて、病害虫に強い品種を育成。</p>    <p>小麦 稲 ばれいしょ</p>	<p>さんわゆし 三和油脂(株)(山形)</p>  <p>こめ油の副産物を活用した堆肥ペレット等について、製造機械を導入し、普及拡大。 【みどり税制・みどりハード※を活用】</p> <p>(株)天神製作所(宮崎)</p>  <p>堆肥の生産を効率的に行う自動攪拌機の普及拡大。 【みどり投資税制対象機械】</p>
機械のリース・レンタル（1件）	新商品の開発（3件）	流通の合理化（4件）
<p>(株)ハタケホットケ(長野)</p> <p>水田内を走行し、水を濁らせることで雑草の成長を阻害し、除草作業を効率化する抑草ロボットのレンタル拡大。</p> 	<p>(株)フレッシュフーズ(北海道)</p>  <p>有機カット野菜サラダの需要開拓のため、食品加工工場を新設し、有機農産物の消費拡大。</p> <p>千代菊(株)(岐阜)</p>  <p>有機栽培米を使用した日本酒の消費拡大。</p>	<p>(株)オプティム(東京)、(株)オプティムアグリ・みちのく(青森)</p> <p>ドローン等を用いて化学農薬の使用を低減した米を各地の拠点で集約・出荷する体制を構築し、ブランド米として付加価値を向上。</p> <p>大分県農業協同組合(大分)</p> <p>化石燃料や化学農薬の使用を低減して生産したハウスみかんを区分管理して流通させることで、付加価値を向上。 【みどりハード※を活用】</p>

※みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R5補正）のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

認定制度等について

認定制度の全体像

基本方針（農林水産大臣）

協議 ↑ ↓ 同意（農林水産大臣）

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定（都道府県）

特定区域内（モデル地区）

申請 ↑ ↓ 計画認定（都道府県）
協定認可（市町村）

環境負荷低減に取り組む生産者

環境負荷低減事業活動実施計画

生産者の環境負荷低減を図る取組に関する計画

【取組類型】※③～⑦は告示

- ①土づくり+化学肥料・化学農薬の使用低減
- ②温室効果ガス削減
- ③水耕栽培+化学肥料・化学農薬の使用低減
- ④窒素・リンの流出抑制に資する飼料投与等
- ⑤バイオ炭の農地施用
- ⑥プラスチックゴミの排出等抑制
- ⑦化学肥料・化学農薬の使用低減+生物多様性

【支援措置】

- ・ 必要な設備等への無利子・低利融資
(農業改良資金等の償還期間の延長(10年→12年)等)
- ・ みどり投資促進税制による特別償却
(化学肥料・化学農薬の使用低減の取組に限定)

特定区域内（モデル地区）

特定環境負荷低減事業活動実施計画

地域ぐるみ（原則複数の生産者）で行う
先進的な取組に関する計画

【取組類型】※告示

- ①有機農業による生産活動
- ②廃熱等地域資源活用による温室効果ガス削減
- ③先端技術の活用による環境負荷の低減

【支援措置】

- 左記の融資・税制措置に加えて、
- ・ 行政手続のワンストップ化
(農地転用許可、補助金等交付財産の目的外使用承認等)

特定区域内（モデル地区）

有機農業の栽培管理協定

地域の農業者による栽培管理の決め（協定）
【効果】協定の承継効、農用地区域への編入要請

申請 ↑ ↓ 認定
(農林水産大臣+事業所管大臣)

新技術の提供等を行う事業者

基盤確立事業実施計画

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、
機械・資材メーカー、支援サービス事業体、食品事業者等の取組に関する計画

【取組類型】

- ①先端的技術の研究開発・実証
- ②新品種の育成
- ③機械又は資材の生産・販売
- ④機械のリース・レンタル
- ⑤新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥流通の合理化

【支援措置】

- ・ 必要な設備等への低利融資
(食品流通改善資金、新事業活動促進資金)
- ・ みどり投資促進税制による特別償却
(化学肥料・化学農薬に代替する資材の供給に限定)
- ・ 行政手続のワンストップ化
(農地転用許可、補助金等交付財産の目的外使用承認等)
- ・ 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進
(出願料・登録料の額を3/4軽減)

環境負荷低減事業活動とは

- 環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壤・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。

□ 環境負荷低減事業活動とは…（法第2条第4項）

【定義】農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動

（1）農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

（2）以下のいずれかに掲げる事業活動であること

①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

- 有機農業の取組を含みます。



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する施設園芸用ヒートポンプ

②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

- 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、**水田における中干し期間の延長等**の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「排出削減対策」が広く該当します。）

③別途、農林水産大臣が定める事業活動

【告示】

- ・**水耕栽培**における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・環境中の窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等
- ・**バイオ炭**の農地への施用
- ・**プラスチック資材**の排出又は流出の抑制
- ・化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における**生物多様性の保全**に資する技術等を用いて行う事業活動



農地土壤に炭素を貯留



生分解性マルチの使用

（3）農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- 都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

認定スキーム



認定者に対する支援措置

農林漁業者等向け

- **補助金の採択要件**
 - ・有機転換推進事業
- **課税の特例（法人税・所得税）**
 - ・環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する**投資促進税制**（特別償却）
- **農業改良資金融通法の特例**
 - ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
 - ・**償還期間の延長**（10年→12年）
- **林業・木材産業改善資金助成法の特例**
- **沿岸漁業改善資金助成法の特例**
 - ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
 - ・**償還期間の延長**（10年→12年 等）
- **家畜排せつ物法の特例**
 - ・日本公庫による**長期低利資金**
(畜産経営環境調和推進資金) の貸付適用
 - 〔メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する
堆肥化施設等の整備を支援〕

関連する措置を行う食品事業者向け

- **食品等流通法の特例**
 - ・日本公庫による**長期低利資金**
(食品流通改善資金) の貸付適用
 - 〔環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援〕

※その他、各種補助金での採択ポイントの加算などの
メリット措置を受けられます。

みどりの食料システム法の認定による主な補助事業等の優先採択

(R6補正・R7当初)

- みどりの食料システム法の計画認定等を受けることで、例えば「みどりの食料システム戦略推進交付金」では、採択ポイントのうち**特定区域の設定や農業者の計画認定等で最大20点がプラスされるなど、補助事業の優先採択が受けられるメリット**がある。
- 他省庁予算も含め、様々な補助事業において、このような計画認定によるメリット措置が受けられることを広く説明していく。

みどりの食料システム戦略推進交付金

- ・ グリーンな栽培体系加速化事業 ★★★
- ・ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 ★★★ (有機農業の栽培管理協定の締結により更に加算)
- ・ 有機転換推進事業 ((特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定が必要)
- ・ SDGs対応型施設園芸確立・地域循環型エネルギーシステム構築 ★★★
- ・ バイオマスの地産地消・みどりの事業活動を支える体制整備 ★★★

優先項目

- ★ (特定) 環境負荷低減事業活動実施計画
- ★ 基盤確立事業実施計画
- ★ 特定区域での取組

農業関係

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金 ★★★
- ・ 国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業 ★★★
- ・ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち麦・大豆生産技術向上事業 ★★★
- ・ 生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業 ★★
- ・ 米粉需要創出・利用促進対策事業のうち
米粉製品製造能力強化等支援対策事業 ★
- ・ 国内肥料資源利用拡大対策事業 ★★★
- ・ 農地利用効率化等支援交付金 ★
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業 ★
- ・ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 ★
- ・ 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業 ★
- ・ 経営継承・発展等支援事業 ★
- ・ 集落営農連携促進等事業 ★
- ・ 農山漁村振興交付金 ★★★
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち
茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 ★★
果樹農業生産力増強総合対策 ★
ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 ★★
時代を拓く園芸産地づくり支援のうち国産野菜周年安定供給強化事業 ★★★
- ・ 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 ★★
- ・ スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 ★

畜産関係

- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業 ★★
- ・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち
施設整備事業及び機械導入事業 ★★
飼料生産基盤確立立脚型酪農・肉用牛産地支援 ★

林業関係

- ・ 林業・木材産業循環成長対策交付金のうち
高性能林業機械等整備 ★、木質バイオマス利用促進施設の整備 ★★、
特用林産振興施設等の整備 ★、コンテナ苗生産基盤施設等の整備 ★

水産関係

- ・ 漁業構造改革総合対策事業 ★

輸出促進関係・食品産業関係

- ・ GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト ★
- ・ 大規模輸出産地モデル形成等支援事業 ★
- ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業 ★★
- ・ コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業 ★★★
- ・ 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業 ★★
- ・ 食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進、食品ロス削減緊急対策事業 ★

研究開発・実証関係

- ・ スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうち
アグリ・スタートアップ創出強化対策 ★
- ・ 「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出 ★★
- ・ 革新的新品種開発加速化緊急対策のうち
政策ニーズに対応した革新的新品種開発 ★★
- ・ みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業 ★★
- ・ 戦略的国際共同研究推進事業 ★★

他省庁予算

- ・ 酒類業振興支援事業費補助金【国税庁】 ★
- ・ 地域脱炭素推進交付金【環境省】 ★

・優先採択等の詳細については、各事業の実施要綱・要領等を御確認願います。
・令和7年度当初予算については、今後、内容が変更される場合があります。

みどり投資促進税制

- 有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む生産者や、環境保全型農業に必要な有機肥料などの資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

概要

- ・都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が一定の設備等を新たに取得等した場合に、**特別償却（機械等32%、建物等 16%）**の適用が受けられます。
- ・本税制は、**令和8年3月31日までの間に、認定実施計画に基づき対象設備等を取得し、当該事業の用に供した場合**に適用されます。

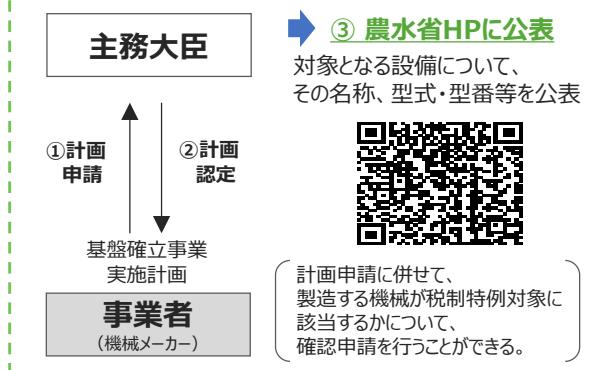
機械等と一体的に整備する
建物等も対象になります！

① 生産者向け

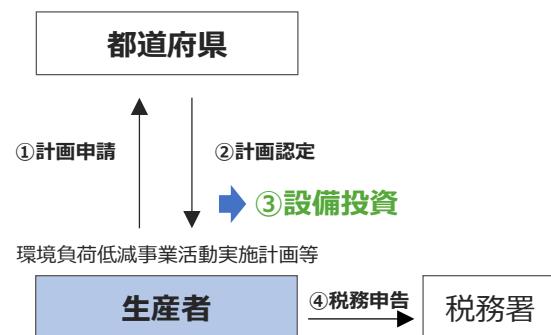
＜対象となる設備等の要件＞

- 以下について、メーカーが**国の確認を受けた設備等**であること
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- 10年以内に販売されたモデルであること
- 取得価額が100万円以上であること

対象設備の確認スキーム



＜手続イメージ＞



② 事業者向け

＜対象となる設備等の要件＞

- 化学肥料又は化学農薬に代替する資材を製造する専門の設備等であること



良質な堆肥を供給する
自動攪拌装置

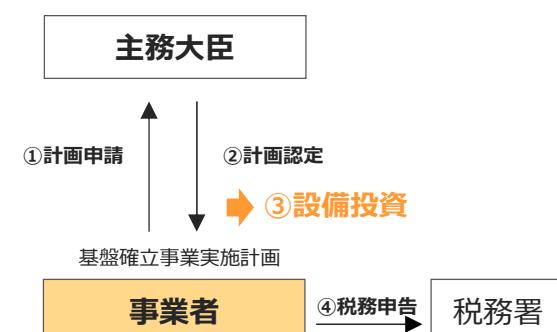


ペレタイザー



バイオコンポスター

＜手続イメージ＞



(参考) 特別償却活用の効果

- 環境負荷低減^{※1}に取り組む生産者及び広域的に生産資材の供給を行う事業者が
計画認定制度に基づき設備等を整備する場合に、**みどり投資促進税制**（特別償却）を活用することにより、
導入当初の所得税・法人税負担が軽減されます。

※1 化学肥料・化学農薬の使用低減のこと。

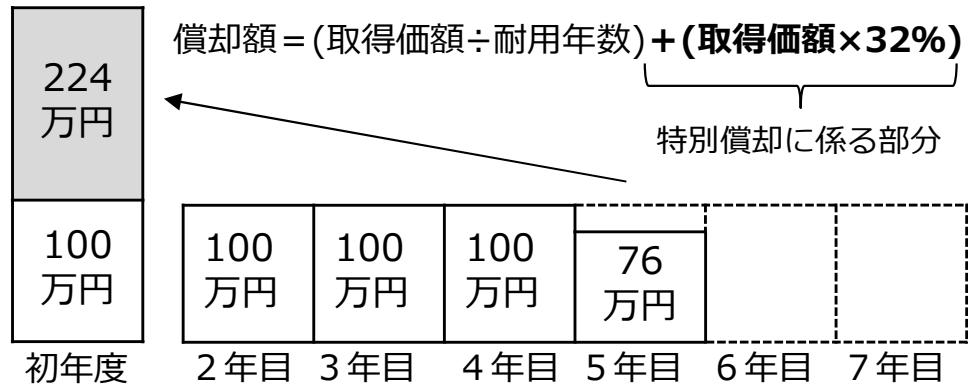
【法人税における特例のイメージ^{※2}】

$$\text{法人税} = (\text{益金} - \text{損金 (償却額)}) \times \text{税率}$$

⇒ 特別償却により、**導入当初**において、**通常の償却額に一定額を上乗せした償却**が認められます。

※2 特別償却について定額法で試算したものであり、実際の計算と異なる場合がある。

約700万円の機械を整備した際の特別償却（32%）

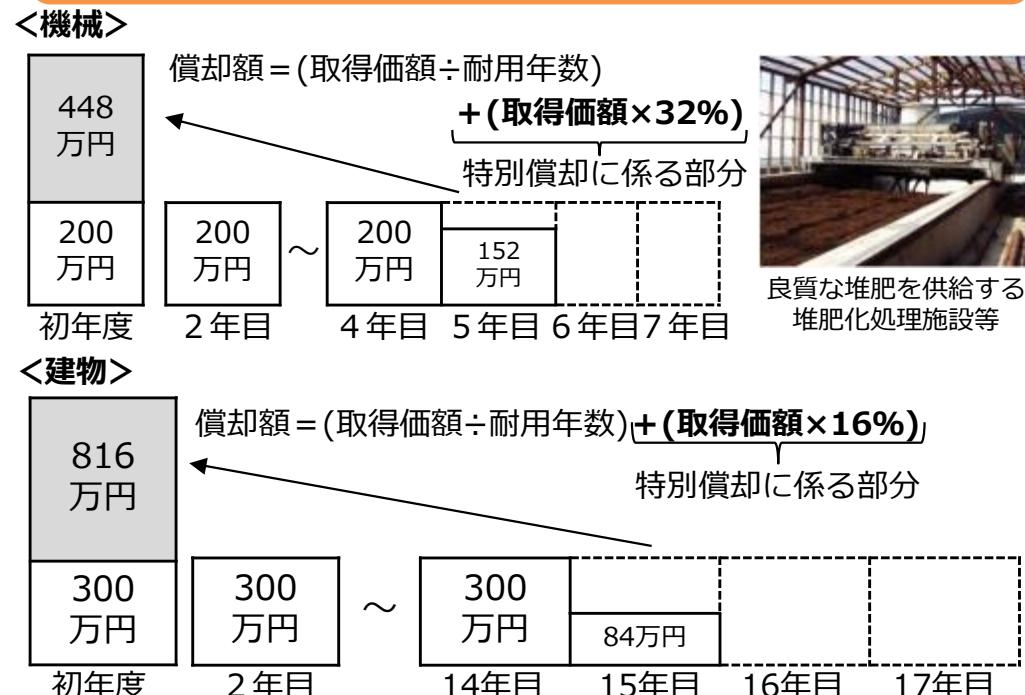


化学肥料の施肥量を減少させる
土壤センサ付可変施肥田植機



省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機

約1,500万円の機械と約5,000万円の一体的な建物 を整備した際の特別償却（機械32%、建物16%）



良質な堆肥を供給する
堆肥化処理施設等

基盤確立事業実施計画の認定状況（ダイジェスト版）（令和7年1月末時点）

機械の生産・販売（水田作 関連）

機械の生産・販売

（株）オーレック



水田除草機

機械の生産・販売

三菱マヒンドラ農機（株）

再生紙マルチ田植機



ペースト施肥田植機

機械の生産・販売

みのる産業（株）



水田除草機

ポット成苗
田植機

等

機械の生産・販売

井関農機（株）



土壤センサ付
可変施肥田植機

機械の生産・販売

（株）大竹製作所



水田除草機

機械の生産・販売

（株）クボタ



可変施肥
田植機 等

食味・収量
コンバイン



機械の生産・販売

ヤンマーアグリ（株）・
ヤンマーアグリジャパン（株）



可変施肥
田植機

ペースト施肥
田植機



機械の生産・販売

（株）山本製作所



色彩選別機

機械の生産・販売

金子農機（株）



色彩選別機

機械の生産・販売

静岡製機（株）



色彩選別機

機械の生産・販売

（株）タイガーカワシマ



種子温湯消毒装置

基盤確立事業実施計画の認定状況（ダイジェスト版）（令和7年1月末時点）

（畦畔除草機）

機械の生産・販売

（株）ササキコーポレーション



電動リモコン草刈機等

機械の生産・販売

（株）やまびこ・
やまびこジャパン（株）



ラジコン
草刈機

機械の生産・販売

ハスクバーナ・ゼノア（株）



親子式
傾斜地草刈機

機械の生産・販売

小橋工業（株）



オフセットモア

機械の生産・販売

三陽機器（株）



トラクタ用アーム式草刈機

機械の生産・販売

エム・エス・ケー農業機械（株）



オフセット
シュレッダー

等

（農業用ドローン）

機械の生産・販売

（株）ナイルワークス



農業用ドローン

機械の生産・販売

オカネツ工業（株）



ラジコン草刈機

機械の生産・販売

（株）筑水キャニコム



ラジコン草刈機

（堆肥散布機・肥料散布機）

機械の生産・販売

（株）タイショー



野菜用畝立
局所施肥機

肥料混合散布機



機械の生産・販売

（株）IHIアグリテック



可変施肥
ブロードキャスター



マニア
スプレッダ 等

機械の生産・販売

有限会社
北四国エンジニアリング



搭載型堆肥散布機

機械の生産・販売

（株）アテックス



自走積込
マニアスプレッダ

リモコン
草刈機



機械の生産・販売

（株）デリカ



マルチスプレッダ



マニア
スプレッダ 等

機械の生産・販売

日本ニューホランド（株）



ファテライザー
スプレッダー
(可変施肥機)
等

機械の生産・販売

（株）イナダ



軽トラ搭載型マニアスプレッダ

機械の生産・販売

（株）タカキタ



有機肥料散布機



マニア
スプレッダ
等

機械の生産・販売

（株）ビコンジャパン



可変施肥機
等

基盤確立事業実施計画の認定状況（ダイジェスト版）⑨（令和7年1月末時点）

（畜産 関連）

機械の生産・販売

アイケイ商事（株）



堆肥自動搅拌機 等

機械の生産・販売

（株）天神製作所



堆肥自動搅拌機

機械の生産・販売

中部エコテック（株）



密閉縦型コンポスト

機械の生産・販売

藤樹運搬機工業（株）



堆肥自動搅拌機 等

機械の生産・販売

（株）岡田製作所



堆肥自動搅拌機

機械の生産・販売

ハーベストジョイ（株）



堆肥自動搅拌機

（機械のレンタル）

機械のレンタル

（株）ハタケホットケ



水田抑草ロボット

主な支援措置一覧

【環境負荷低減事業活動】

対象者	融資	税制
農業者	農業改良資金	みどり投資促進税制 ※化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む場合に限る ※対象機械は、基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が製造し、国の確認を受けたものに限る
	畜産経営環境調和推進資金	
林業者	林業・木材産業改善資金	
漁業者	沿岸漁業改善資金	

【基盤確立事業】

対象者	融資	税制
機械メーカー	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	
支援サービス事業体 (機械のリース・レンタル)	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	
資材メーカー等	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限る (例：混合堆肥複合肥料、ペレット堆肥、生物農薬 等)
食品事業者	食品流通改善資金 ※中小企業に限る	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限る (例：食品残渣を活用した堆肥 等)

日本政策金融公庫等の融資の特例措置

- 日本政策金融公庫等の低利融資等を措置し、
環境負荷低減に取り組む生産者、事業者による設備等の導入に係る資金繰りを支援。

対象者	取組のイメージ（例）	措置内容
農業者	化学肥料・化学農薬の使用低減に資する 除草機、可変施肥機等の導入	農業改良資金（無利子）の貸付 償還期間の延長
	自らの事業活動に伴うメタン排出の抑制に資する 家畜排せつ物の強制攪拌装置等を備えた施設の 導入	畜産経営環境調和推進資金の貸付 (利率：1.40%、20年以内)
林業者・木材事業者	木質バイオマス燃料の生産に資する 移動式チッパー等の導入	林業・木材産業改善資金（無利子）の貸付 償還期間の延長
漁業者	漁船の省エネ化に資する低燃費エンジン等の導入	沿岸漁業改善資金（無利子）の貸付 償還期間の延長
食品事業者	環境負荷低減の取組を通じて生産された 農林水産物の付加価値向上に資する 新商品開発・製造に必要な設備や 流通の効率化施設等の導入	食品流通改善資金の貸付 (利率：0.85～1.75%、25年以内)
機械・資材メーカー等	環境負荷低減に資する 機械・資材等の製造ラインの増設	新事業活動促進資金の貸付 (利率：特別利率②1.10～1.80%、20年以内) 基準利率：1.75～2.45%

※金利表示は、令和7年1月現在のもの

※融資の利用に当たっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要

環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定(令和5年12月27日)

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
<p>II 政策の新たな展開方向</p> <p>5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化</p> <p>農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。</p> <p>その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、</p> <p>① 最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していく。</p>	<p>5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化</p> <p>展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。</p> <p>(1) 最低限行うべき環境負荷低減の取組</p> <p>農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する。</p> <p>これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。</p> <p>具体的には、補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組※」について、</p> <p>① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること ② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化することとする。</p> <p>上記の義務化については、令和9年度を目標に全ての事業を対象に本格実施することとするが、まず令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う。</p> <p>※①適正な施肥、②適正な防除、③エネルギーの節減、④悪臭及び害虫の発生防止、⑤廃棄物の発生抑制、循環利用・適正処分、⑥生物多様性への悪影響の防止、⑦環境関係法令の遵守等を各事業に合わせてチェックシートに反映。</p>

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定(令和5年12月27日)

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
<p>② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。</p> <p>③ 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。</p> <p>ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進</p> <p>イ) 脱炭素化の促進に向けたJ-クレジット等の活用</p> <p>ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成</p>	<p>(2) 先進的な環境負荷低減の取組の支援</p> <p>クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。</p> <p>その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。</p> <p>(3) 食料システム全体での環境負荷低減の取組推進</p> <p>食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を進める。</p> <p>① 環境負荷低減の「見える化」については、令和5年現在、23品目で実施中であるが、畜産などの更なる品目の拡大、温室効果ガスの削減のほかに生物多様性指標の追加、ラベル表示の本格運用を行う。</p> <p>② J-クレジットについては、牛消化管内発酵由来のメタンを削減する給飼方法など、農林水産分野で新たな方法論の策定及び取組を拡充する。また、農業者を取りまとめてクレジット化の手続や販売等を行う事業者の取組の推進を図る。</p> <p>③ 実需者との連携や消費者理解の醸成については、食料システムの各段階の関係者が参画する「あふの環プロジェクト」を通じて情報発信を行うとともに、有機農業については、地域で生産から消費まで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」の拡大に加えて、産地と消費地を結ぶ取組を推進する。</p>

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）①

- 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」（愛称：みどりチェック）を導入。
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」について、① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること、② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目標に、令和6年度から試行実施。

どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの？



農林水産業には環境によい多面的機能がある一方で、環境に負荷を与える側面もあります

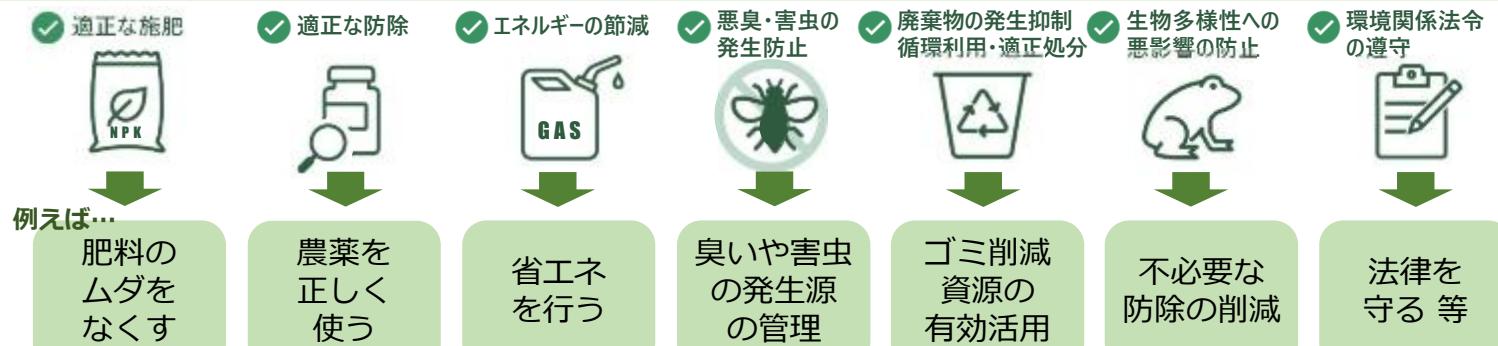
農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え、農林水産業自体が環境に負荷を与えていた側面もあります。このため、日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないよう、7つの基本的な取組を実践することが重要です。 「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、消費者の理解と評価を深めることにもつながります。

「みどりチェック」は誰もが取り組める
環境負荷低減への「初めの一歩」です。

環境負荷低減の
クロスコンプライアンスの
愛称を
「みどりチェック」
としました！



「みどりチェック」の7つの基本的な取組とポイント



「みどりチェック」の
詳しい内容はこちらから！

▶農林水産省HP
「環境負荷低減の
クロスコンプライアンス」
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>



環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）②

- チェックシートを用いて、①事業申請時に取り組む内容をチェックして提出、②事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出、③報告検査時等に抽出方式で報告内容の確認を行う。
- 令和6年度から①事業申請時のチェックシート提出に限定して試行的に実施。令和7年度からは①に加え、②報告時のチェックシート提出、③報告内容の確認を試行的に実施。令和9年度を目標に本格実施。

①事業申請時（申請書等※の一部として提出）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料を適正に保管	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>



事業申請時に、各項目を読み、事業期間中に取り組む（します）内容を確認し、チェックを付けて提出。
(該当する項目は全てチェック)

試行実施 R6年度～

②報告時（報告書等の一部として提出）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料を適正に保管	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input checked="" type="checkbox"/>



報告時に、実際に取り組んだ（しました）内容にチェックを付けて提出。
(該当する項目は全てチェック)

試行実施 R7年度～

③報告内容の確認

国の担当者が、完了検査等の際に報告内容の聞き取り・目視により確認。

確認対象となる受益農業者等については、抽出により決定。

※物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業については、チェックシートの内容を仕様書等に反映して実施。